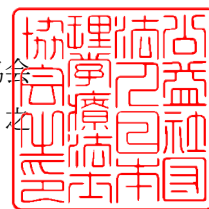


日理協 26 第 274 号

2026 年 8 月 3 日

ス ポ ー ツ 庁 長 官
河 合 純 一 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 齊 藤 秀 本



ス ポ ー ツ 庁

2027 年度(令和9年度)予算概算要求に向けての要望

日頃より本会及び理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2027 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. 競技力向上に向けた安心安全なアスリート支援の充実
 - 1) スポーツ現場における理学療法士による支援の在り方と名称の使用
 - 2) コーチ等設置事業において理学療法士等メディカルスタッフの派遣費用の拡充
2. 国民のライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツのさらなる振興
 - 1) 女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおける理学療法士の活用
 - 2) パラスポーツ推進プロジェクトの拡充と理学療法士の活用
3. スポーツを通じた地域の活性化および健康教育の充実
 - 1) 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化倶楽部活動移行に向けた環境の一体的な整備における理学療法士の活用
 - 2) 令和の日本型学校体育構築支援事業等における理学療法士の活用

各項目の詳細は別添参照

以上

2027 年度(令和9年度)予算概算要求に向けての要望事項

1. 競技力向上に向けた安心安全なアスリート支援の充実

【要望先: 競技スポーツ課、政策課】

1) スポーツ現場における理学療法士による支援の在り方と名称の使用

現在、スポーツ現場では「トレーナー」という呼称が広く用いられておりますが、理学療法士やあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師等国家資格保有者とアスレティックトレーナー等民間資格保有者を含み、その実態は多岐にわたります。しかし、各資格により背景や技術、知識に大きな違いがあり、一概に「トレーナー」とすることは、選手や指導者をはじめ、スポーツ現場において混乱が生じています。

理学療法士は、医学的根拠に基づくリハビリテーションや傷害予防を専門とする国家資格であり、国際オリンピック委員会（IOC）等においても「Physical Therapist / Physiotherapist」としてその専門性が明確に認知されています。しかしながら、国内（JOC等）のスタッフリストにおいては、依然として「トレーナー」の一括表記が主流であり、国際基準との乖離が生じています。また、我が国のナショナルチームのチームスタッフにおいて、理学療法士の資格を有していないにもかかわらず、「フィジカルセラピスト」または「フィジオセラピスト」との名称で活動しているスタッフが見受けられます。国際的に、理学療法士は“Physical Therapist (Physiotherapist)”として位置づけられており、これらの名称が専門資格を有する理学療法士を指すことが広く認識されております。そのため、資格を有せずに当該名称を使用することは、理学療法士及び作業療法士法の第17条にも抵触しており、国内外における混乱を招くとともに、アスリート支援の質の担保にも影響を及ぼしかねない状況です。

専門職名の明記は、単なる名称の問題に留まりません。資格背景を透明化することは、アスリートが受けるサポートの質を担保し、国民に対してもスポーツ支援業務の専門性を正しく周知することに直結します。また、国家資格保有者がその名称を持って活動することは、我が国のスポーツ医科学の質の高さを国際的に示すことにも繋がります。

さらに、2026 年5月 27 日に消費者庁より公表された「パーソナルトレーニングにおける事故」の消費者事故等調査報告書によると、近年パーソナルトレーニングによる事故が増加傾向にあります。これは、利用者がアスリートから一般消費者に拡大し、利用者の運動経験や年齢、基礎疾患等多様化が進むなかで、トレーナーのリスク評価や個別対応といった判断内容が増大している影響が考えられます。これらを防止するためには、安全の基準を策定し、それらをトレーナーとして従事する各資格保有者をはじめ、指導者やアスリート、競技団体等に周知することが重要です。

つきましては、以下の事項を推進いただきたく、格別のご高配をお願いします。

- (ア) 今後の国際競技大会等において、「理学療法士 (Physical Therapist / Physiotherapist)」の名称使用および表記を統一すること。また、国内競技大会においても国際基準および国内法(理学療法士及び作業療法士法)に則り、公式なチームスタッフ一覧等において「理学療法士」または「フィジカルセラピスト／フィジオセラピスト」と明記し、普及を推進すること。
- (イ) 理学療法士の資格を有する者が担う役割について、誤解のない表記を用いるよう、競技団体をはじめ関係団体および関係者に対する周知・啓発を推進するとともに、これらの取り組みを強く推進するために必要な予算を確保すること。
- (ウ) パーソナルトレーニングにおける事故防止に向けた、基準の策定を進め、周知を図ること。またその策定にあたっては理学療法士も関与させること。

2) コーチ等設置事業において理学療法士等メディカルスタッフの派遣費用の拡充

アスリートの発掘・育成・強化が強力に推進される中、中央競技団体においては、持続的な競技力向上を目指し、中長期的な強化戦略プランの策定とその実行に取り組まれています。選手が高いパフォーマンスを安定的に発揮するためには、スポーツ医科学の専門的な知識・技能を活かした健康面の支援が不可欠であり、とりわけ選手のパフォーマンスの基盤となる身体ケア(怪我をしないための身体の使い方を含む)の推進が重要です。理学療法士は、スポーツ医科学を含む医学的専門性を基盤とした身体ケアや運動・予防指導にとどまらず、トレーニングプランの立案、ストレッチ・傷害予防策の構築、さらに多職種との連携を通じた情報管理(データ収集・分析等)など、競技支援において多角的な役割を担うことが可能です。

現在、パラスポーツ競技も含め、各競技団体において国際試合等への理学療法士の帯同機会は増加していますが、世界と比較をしても、十分な体制が整っているとは言い難い状況にあり、日本のスポーツ医科学の発展の遅れを危惧しています。

つきましては、コーチ等設置事業において、各中央競技団体等が十分な支援体制を構築できるように、理学療法士等のメディカルスタッフを合宿や大会に派遣する費用の予算拡充を要望いたします。

2. 国民のライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツのさらなる振興

【要望先：競技スポーツ課、健康スポーツ課、政策課】

1) 女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおける理学療法士の活用

第5次男女共同参画基本計画におきましては、女性アスリートが健康的に競技を継続できる環境整備を含めた、生涯を通じた女性の健康支援が求められています。これを受けて、本事業においても、女性トップアスリート支援プログラムとして、産前・産後・育児期にわたるトータルサポートが展開されています。

妊娠・出産に伴い、女性には腰痛や骨盤帯痛、尿失禁等の身体的症状が生じることが多く、これらに対しては、理学療法士による運動療法や個別指導が有効であることが、多くの研究により報告されています。また、令和6年 10 月には、「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」が改定され、産後ケア事業の実施担当者として新たに「理学療法士」が明記されました。これにより、理学療法士による産後ケアの重要性が、国の制度上にも明確に位置づけられました。

女性アスリートがそれぞれのライフステージに応じた支援を受けることができる環境を整え、産後も意欲的に競技へ復帰できるようにするためには、理学療法士による伴走型の支援が極めて重要です。

つきましては、本事業において理学療法士を積極的に活用いただくとともに、その効果を把握して評価・検証ができるよう、事業に関わる必要な予算を確保することを要望いたします。

2) パラスポーツ推進プロジェクトの拡充と理学療法士の活用

東京 2020 パラリンピック競技大会を契機として、すべての人が参画できるパラスポーツの推進が図られており、本事業においても、「パラスポーツ団体の基盤強化に向けた他団体・民間企業との連携促進や、地域におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部署の連携体制の整備促進」が重点取組として掲げられています。本会においても、都道府県理学療法士会（士会）と連携し、これらの重点取組に貢献すべく活動を進めてまいりました。

今後、各団体・民間企業との連携におけるモデル事業等を振興する際には本会および士会による事例を参考に、理学療法士の積極的な活用が促進されるよう、各パラスポーツ大会や競技団体に対して周知・啓発を図っていただくことを要望します。あわせて、本会と連携したパラスポーツ振興に向けた支援拡充事業といった、パラスポーツを下支えする支援の充実に向けた予算の確保を要望いたします。

3. スポーツを通じた地域の活性化および健康教育の充実

【要望先: 地域スポーツ課、政策課、参事官(地域振興担当)付】

1) 「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化倶楽部活動移行に向けた環境の一体的な整備」における理学療法士の活用

地域における子供の健全なスポーツ機会の創設が推進されていますが、その実現においては、理学療法士等の専門家が定期的に各部活動や地域クラブに関与し、子供たちが安全・安心な活動を行う観点から怪我の予防などに関する助言等の支援をすることが有用です。特に、成長期にある子供たちに対し、身体の成長と運動機能の発達を踏まえた適切な運動指導により傷害予防を行う観点から、理学療法士の専門性を積極的に活用することが極めて重要です。

つきましては、以下の点について要望いたします。

- (ア) 中学校における部活動指導員の配置支援事業において、理学療法士等の資格を有する専門職を定期的に各部活動や地域クラブに派遣するための予算を確保すること。
- (イ) 部活動・地域スポーツ活動への理学療法士の参加実績をもとに、好事例として情報集約・周知を進めること。
- (ウ) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」における「(3)指導者」について、理学療法士を明記すること。

2) 令和の日本型学校体育構築支援事業等における理学療法士の活用

子供の時期に運動を習慣化することは、基礎的な体力の養成に資するのみならず、成人期以降の継続的な運動習慣を形成することや、高齢期における健康の保持・増進にも長期的な影響を及ぼします。このため、幼児から大学生に至るまでの各ライフステージにおける体力向上および望ましい運動習慣の形成に取り組むことが重要です。

これらの施策を効果的に推進するためには、運動発達や身体機能に関する専門的知見を有する理学療法士の関与が有効であり、運動習慣の形成、体力・運動能力の向上、指導体制の質的向上につながります。

つきましては、以下の点について要望いたします。

- (ア) 「令和の日本型学校体育構築支援事業」の体育授業等の充実、高度化の促進において、アスリートだけではなく、理学療法士を派遣できる仕組みとすること。
- (イ) 幼児期からの運動習慣形成や体育が苦手な児童生徒への指導に向けて、理学療法士を活用すること。

以上